

第二回 国会 財政及び金融委員會會議錄 第四十九号

(六五九)

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右三門君
理事 泉山 三六君 理事 塚田十一郎君
理事 島田 晋作君 理事 中崎 敏君
理事 梅林 時雄君 理事 吉川 久衛君
理事 浅利 三朗君 理事 石原 登君
理事 大上 司君 理事 倉石 忠雄君
理事 島村 一郎君 理事 吉米地英俊君
理事 松田 正一君 理事 宮幡 靖君
理事 小平 久雄君 理事 赤松 勇君
理事 川合 彰武君 理事 河井 榮藏君
理事 佐藤 次郎君 理事 田中 鐵之進君
理事 林 大作君 理事 受田 新吉君
理事 八百板 正君 理事 川崎 秀二君
理事 後藤 悦治君 理事 中曾 根康弘君
理事 長野 長廣君 理事 細川 八十八君
理事 井出 太郎君 理事 藤田 榮君
理事 本藤 恒松君 理事 堀江 實藏君
理事 河口 陽一君 理事 本田 英作君

出席國務大臣

大藏大臣 北村 德太郎君

出席政府委員

大藏事務官 平田 敬一郎君
大藏事務官 伊原 隆君

委員外の出席者

専門調査員 氏家 武君

六月二十八日委員内藤友明君辭任につき、その補欠として野本吉吉君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十六日

損害保険料率算出團體に関する法律

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄 第四十九号 昭和二十三年六月二十八日

案(内閣提出)(第一八八号)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

所得税法の一部を改正する等の法律

案(内閣提出)(第九三三号)

取引高税法案(内閣提出)(第九四四号)

大藏省預金部特別會計の昭和二十三年

年度における歳入不足補てんのため

の一般會計から繰入金に關する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出)(第一三三三号)

國有鉄道事業特別會計及び通信事業

特別會計における事業運営以外の行

政に要する経費の財源に充てると

の一般會計から繰入金に關する

法律案(内閣提出)(第一三三三号)

○早稲田委員長 會議を開きます。

所得税法の一部を改正する等の法律

案、取引高税法案、大藏省預金部特別

會計の昭和二十三年年度における歳入不

足補てんのための一般會計から繰入

入金に關する法律の一部を改正する法

律案、國有鉄道事業特別會計及び通信

事業特別會計における事業運営以外の

行政に要する経費の財源に充てると

の一般會計から繰入金に關する法

律案、以上を一括して議題として質疑

を行います。

○川合委員 同僚議員からしばしば質

問のあつた問題であります、所得税

法改正法案の第十二條の第四項になり

ますか、いわゆる事業所得と給與所得

その他の合算の問題であります、こ

れは一應理論的に考へるならば、合算

は不合理ではないといふふうになら

は不合理ではないといふふうになら

われは思ふのであります。しかしなが

るいはまた都市においても、農村あ

ら徴税の事情から見れば、この合算

といふことは相当非難のあつたこと

は、昭和二十二年の徴税に際して大

藏當局もつとに御承知のことと思

ひますが、今回は二人以上の所得

のある場合においては、合算は給與所

得者に限つては、それ／＼基礎控除を

するといふようなことになつたので

あります。われ／＼はこれに對しても不

満を覚えるのであります、今回の改

正によつてどの程度に合算による課税

が軽減されるかといふことを、ひとつ

实例をもつてお示し願ひたいと思

ひます。

○平田(蔵)政府委員 ただいま御指摘

になりました点は、確かに昭和二十二

年度の課税の問題として考へますと、

私も理論上はいいとしても、實際の

日本の事情に即しない点がどうも大分

あつたように見受けられるのでござ

います。ただ運當といつたしましては、ま

ず累進税率がいかに下の方から非常

に無理なところがあつたといふのが一

つあつたかと思ひます。それからいま

一つはやはり所得税の理論を貫きまし

て、いやくも合算されるものについ

ては、基礎控除を一本しきしない。こ

ういふことにはいたしたわけではござ

います、その辺のところ實際問題とい

つたしまして、負担がどうもしにくい

といふようなことがあつたのではない

つきまして相當な改正をいたしたい

といふことで、原案を作成しておる大第

でございす。ただしからば合算をや

るかといふことになり、合算ま

でやめるといふことになると、あまり

にも所得税の原則をゆがめ過ぎると

いふことになり、一方勤勞所得者

以外が、たとへば該勤勞所得者にそ

の他の所得があるような場合におき

まして、一体どうするかといふことは、

技術的にも非常にむづかしい問題にな

つてまいりますので、合算はやめると

いふようなことはなか／＼むづかし

いのではないかと。従つて私どもは一方

においてはこの種の多數の事業所得者

の場合におきまして、その家族に勤勞

所得者があれば、その辺は大体にお

いて負担が非常に無理な場合は、中以下

の所得者の場合に多いと思ひます。そ

ういふ場合に對する税率を思い切つて

緩和しますと同時に、勤勞所得につき

まして、それ／＼別に基礎控除する

といふことによりまして、實際上の無

理を是正したい、かように存じて

おるわけでありす。その結果負担が

どうなるかといふことを今御指摘がご

ざいましたので、扶養親族が三人の場

合を計算したしてみたいと思ひます。

まず事業所得者の所得を五万円、そ

からたとへば息子さんでもいらつしや

いますれば、同居家族に勤勞所得者が

一人あつて年三万六千円、月三千円、

この収入がある場合において、現行税

法と改正案との場合との負担の比較を

法によりますと、その負担が今の所得

は事業所得が五万円、勤勞所得が三万

六千円、合せて八万六千円の所得に

對しまして、課税所得は基礎控除を

本しきいたしませんので、七万二千円

が課税所得になりますのであります。七万

二千円が課税所得となりまして、税額

は二万六千五百六十四円、すなわち所

得百円あたり三〇・八八%といふ負担

になるのであります。それが今度の改

正案によりますと、基礎控除をそれ

ぞれ二つの所得から控除するといふよ

うにいたしましたのと、それから税率

が相當大幅に軽減されました。この二

つの結果によりまして、負担は著しく

軽減されることに相なるのでござい

ます。すなわち課税所得は現行法によ

りますと、七万二千円に對しまして、四

万七千円になる。表面上の所得は八万

六千円にございす、課税所得は勤

勞所得と基礎控除と両方控除を差引き

ますと、四万七千円になる、そうする

と税額は五千七百円、百円あたり六・

六%といふので非常な軽減になると考

えておるわけでありす。ただこれは

平年度の計算でございす、二十三

年度といつたしましてどうなるかとい

ふことを申し上げますと、二十三年度と

しては若干基礎控除等に例外を設けて

おります關係上、課税所得が六万二千

円といふことになつて税額は一万二千

円、所得百円あたりが十一円八十六

銭、すなわち課税所得が八万六千円の

場合におきまして、今の税法によりま

を伺いたいと思います。

○平田(敬)政府委員 基礎控除の見方につきましては、いろいろ意見がございまして、私も私見を述べさせていただきます。基礎控除をいわれる最低生活費というところまで、はつきり見るという事はどうであらうか、生活費的な意味を考慮して基礎控除をするという点はございまして、結局におきまして、現在の財政事情、それから国民生活の実情、国民所得の状況等に照らして、所得税の負担を、いろいろな控除等を用いて適正化するためには、どの程度の控除を行ふべきかという点から、総合的にこの額というものが決定せらるべきものであります。いわゆる文字の正確な意味におきまして最低生活という意味における控除という見解は、とつていないことを申し上げて御参考に供したいと思ひます。

○川合委員 これまたしばしば問題になつたのでありますが、いわゆる団体交渉権というものを認めるか認めないかという事は、相当議論の余地があると思ひますが、私は思うに民主的な機構であり、かつまた大衆の利益を代表するというような、基礎として固まつた組合というふうなものに對しては、現在の税法にあるような單なる諮問権だけではなく、ある程度の団体交渉権を與える方が、徴税にあたつて大蔵當局も便利であらうし、また納税者としても納得し得る納税ができると思ひます。この団体交渉権に關する大蔵當局の考え方を詳細に承りたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 今御指摘のいわゆる団体交渉と申します場合には、おきまして、私どもはその言葉の正確な意味を、結局におきまして、納税者の所得額なり、納税額というふうなものを、政府對その納税者の責任においてきめて、中間に團體を介在せしめまして、その團體に責任をやらせて、所得額なり税額をきめる。こういうふうなきめ方をするのを団体交渉と一應解しておきたいのであります。こういう意味における団体交渉でありまして、これは從來税務の運用上、さうなことも一部やつた例もあるものであります。が、實際問題といたしまして、うまく行かない場合が相當に多い。その結果かえつて所得税の賦課等が不公平になる場合も相當にございまして、よい面がある半面に、下手すると非常に悪い弊害を來すというので、昨年度からさういふ運用方針はこれをやめるといふことにいたしましたことは、前々から御説明申し上げておる通りでございまして、あくまでも所得税というものは、やはり税法ではつきりしておりますので、税法に従ひまして、納税者が自分で所得を計算して申告で納める。その申告で納めた額が、税務官廳が見て正しくなければ、税務官廳は自己の責任においてそれを調査して更正する。これが所得税の根本原則に相なつておりますが、さうな意味において先ほど申し上げましたような意味における団体交渉というものは、私もやはり本年度におきましてこれを認めるというのには、妥當でないのではないかと考える次第でございまして、ただ實際問題といたしましては、さうは申しませんが、もの、團體の中でも多数まじめな納税者もあつて、また團體の方が納税者の実情をよく把握しており、資料等も十分にもつておる。こういうふうな團體が、殊に農村方面等には大分ございまして、本年度におきましては、さうなまじめな團體でありまして資料等がございすれば、資料等も十分に申し出てもらひ、それから税務官廳の意見を十分に聴きまして、さうして一方的に役所が所得額を押しつけるとか、あるいは決定するとかいふようなことを、できるだけ少くして、円滑に納税が実行されるようにいたしてまいりたい。その方がかえつて納税の適正を得るゆゑんであらうと考えられますので、運用面におきましては極力さうな方向にもつてまいりまして、でき得る限り適正な納税を確保したい、かように考えておる次第であります。ただあくまでも責任は政府と納税者の間におきまして、最終的の責任をとる。この点はいかなる場合においても変更するわけには行かないと、かように考えております。

○川合委員 税法の建前からいつて、団体交渉権が認められないということ、ある程度われ／＼も現段階においてはいたし方がないと思ひますが、私は徴税行政の運用の上において、その團體が健康であり、かつまたいろいろ／＼な基礎的な数字の点において資料をもつておるといふならば、税務署においても極力これは最大限度において利用、活用せられるように、大蔵當局は末端の税務署に指導せられるよう希望したいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 まつたく今申しましたように、御趣旨の通りであるだけ円滑に参りますように、運用を努めてまいりたいと思ひます。それで昭和二十二年度の

○川合委員 そこで昭和二十二年度の

徴税にあたつて、いろいろな實際上の団体交渉的な交渉がなされつゝあつて、そのためにまだ異議申請の問題が解決しない、しかもそれはある政党——名前をはつきり言ひなれば、共産党がさういふ指導の任に當つておる。たとえば税務署の前に共産党のデモを張つて事務所を出して、そこで異議申請の申告を書く。同時に入党の申込書をとつておるということをおかれれば現に見ておるわけでありまして、さういふような問題は今どういふふうな解決の方向をたどつておるのであるか、この点に關する當局の事情の御報告をお願いしたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 今御指摘のような事例が全國に大分ございまして、実は税務の円滑な執行をかえつて妨げておるような例が大分あつたわけでありまして、さういふ面に対しては、税務官廳といたしまして、必ずしも、さつきから申し上げましたような団体とは稱しがたい。従ひましてむしろさういふ場合におきましては、直接納税者との話し合いにおいて話をきめるというのが、正しい解決をするゆゑんであると思ひます。多くの地方におきましては、さういふ趣旨で運用をはかるということにいたしておるわけでありまして、現行制度のもとにおきましては、なか／＼円滑を欠きまして、その結果税務署がややとすると、暴行とまでは行かないにいたして、相當はげしい抗議に遇ひまして、非常に税務署の運営が困難を極めておる点が多々あつたように見受けられます。しかしながらさういふやうな要求、あるいはむりな動きに對しては、役所側といたしましては、あくまで断固これを

○川合委員 ところで昭和二十二年度の

○川合委員 ところで昭和二十二年度の

排除する。まじめな團體の正しい意見に對しましては、あくまでこれを尊重するといふやうなことで、強硬にひとつ現地において問題を解決するやうに、せつかく今各地において努力中でありまゝ。行過ぎのあまり非常に變な場合も起つてゐる例もあるやうでありまして、そういう場合におきましては、適當な司法方面の取締りといつたやうなことで御協力を願ひまして、極力円滑かつ適正な運営を期するやうに、努めておる次第であります。

○川合委員 日本現狀から考へるならば、納税はちやうど米の供出と同じやうに重大な意義をもつことは、私から申し上げる必要もないと思ひます。が、先ほど申し上げましたやうに、共產黨の指導によつて非常にトラブルが起つてゐるということは、われ／＼として非常に遺憾の至りであります。これらに對して当局は、どこまでも適正なる納税という見地から、取締るべきものは取締るといふ断固たる方針をもつて望まれんことを特に希望したい。そういうやうな政策的な圧力に押されて、適正な課税を遂行するといふやうなことがあつてはならないといふことを申し上げておきたいのであります。なお今回は國稅規則取締法ができたわけでありまして、これに對して、煽動または強要といふやうなことの事實の認定に關して、もしケースをもつておるならば、そのケースをお示し願ひたい。かやうに考へております。

○平田(警)政府委員 ただいま實際の事例で、これにまさに該当するといつたやうな場合の資料を、今手もとに持合せていないわけでありまして、一部にございませうな不納運動、ある

いは不當課税の問題にいたしまして、非常に惡質な不當課税反對運動といふので、かりに税法で定められたところによると一應もつとだといつても、しかしその負担はちや／＼くちや／＼からわれ／＼は納めない。そんなものはむだだ。運用で適當に手加減しなれば税は納めないのだといふやうな、相當行き過ぎたはげしい議論をして、役所の側に迫つてゐる向きが大分あるやうでございませう。こういう問題に相なりまゝと、先ほど御指摘の法案に關して取締りの対象になり得るのじやないかと考へるわけでありませう。これは今後法案がでますれば、そういう運動は自然によほどなくなつてくることを期待してゐまして、今後の運用にあたりましては、司法當局と緊密に連絡をとりまして、適當な納税がされるやうに努めたいと考へております。

○川合委員 次に改正案の第十三條にいろ／＼な税率が書いてあります。現行税制では最高が百分の八十五といふことになつてゐるけれども、實際は百分の八十で止めておつたわけでありませう。ところで今回の改正案によりまゝならば、最高の百分の八十の所得金額は五百万円以上になつてゐるわけでございます。二十二年の所得の實際にあつて、五百万円以上の所得のあつたものの人数、あるいはその金額といふやうな資料をお持ちでありまして、この機会に御発表願ひたいと思ひます。

○平田(警)政府委員 本年度の更生決定に基く五百万円以上の納税者の数、それから納税額等につきましては、目下財務局からそれ／＼報告をとりまゝとめて整理中ではございますが、まだ一、二

全部そろわない局がございませうので、完全なる資料をここで申し上げがたいのであります。人数から申しますならば大体六十七、八名程度あつたんじゃないかと思つておりますが、いづれはつきりわかりましたら、適當な方法によりまして公表いたしても差支えないと考へております。

○川合委員 これは論議的な質問に還るわけでありませうが、今回の税法の改正、あるいは新税である取引高税を見たら、私たちは大藏當局の考へ方が、こういうやうな考へ方にあるんではないかといふやうな氣がするものであります。それは第一に、税制を複雑化するといふことは、こういうやうな利害が階級的に考へられる。すなわちいわゆるブルジョアに對しては、税制の複雑化といふことは脱税の余地を非常に多くする。一方いわゆる無産階級に對しては、ますます苛酷課税的な課税になつてゐることをノイエ・バイエルだか

が述べたといふことを、私は本で読んで記憶があるのであります。日本の税法もそういうやうな方向をたどりつつあるといふやうな方向をたどりつつある。漸次むしるこの財政を單純化して、そして應能負担の原則に従つて課税する。従つて今後税制を單純化するやうな税法の改正といふことは考へておるかどうか、こういうことを承りたいと思ひます。

○平田(警)政府委員 ただいまの御意見非常にこともつともな御意見だと思ひますが、税制をあまりに小さい差別をつけるというところにたれ過ぎまして、いろ／＼の差別をつけたら、あるいは例外を設けたりすると、その間隙に乘ぜられまして、かえつて負担の實

情に即しない。公平を欠くといふこともなきにしもあらずでありまして、まさに現在の物品税におきましては、私もはそういう弊害を相當感じております。税率を高くいたしますと、抜けの場合の弊害は非常に大きいです。單に國庫が損害を受けるのみでございませんで、業者の間の競争力にも非常に影響いたします。その結果經濟的にも非常におもしろくない影響を來すといふ点が非常に見受けられるのでございませう。所得税その他の場合においても、若干そういう傾向がなきにしもあらずであります。間接税の場合においては、特にそういう弊害が多いと思ひます。特にそういう向きに對しましては、やはりこの間から申し上げましたやうに、なるべくこれも統一し、單純化するといふ方向に赴きますが、一方においてやはりかえつて負担の公正を得るという結果にも相なるわけでありませう。ドイツ等においても、奢侈税と賣上税とを一緒にやつた例がありませうが、奢侈税は課税対象の正確な把握が可能なるものに限定されまして、他は賣上税によつて把握していくこととなつております。大体の方向としてお説のごとく複雑な課税區別を廢して、取引高税の方向に進むといふ傾向が見られてゐることは事實でありまして、フランスその他の傾向を見ましても、そういう傾向が一般的に伺われますので、將來の税制の方向といたしましては、非常に有力な御意見として拜聴しておきたいと思ひます。

○河川委員 農民の所得税について簡単に御尋ねをいたしたい。從來どこへいつても農業者の課税は多過ぎる、こういうことを聞かされるのですが、今

回の税制改正によりましてどういふ点が軽減されておるか、一應御説明願ひます。

○平田(警)政府委員 昨年度におきまして農業者の所得税が、相當負担が重いものであつたといふ一般的なことにつきましては、そういう見解も有力な見解だと思ひますが、ただ私どもは全國的な平均という見地から見ますと、先般も申し上げましたやうに、一戸あたりの負担が大体六千円前後でございまして、この程度の負担は勤勞所得者の場合に比較いたしまして、平均的に全体として、昨年度の所得税の負担といたしまして高いといふやうな考へ方は、賛成いたしたくないといふことを先般も申し上げたわけでありませう。ただ累進率等が相當激しく、下の方から高い税率になつております。關係上、耕作別が相當多いやうな農家、あるいは所得が少し平均よりも多くなるというところになりますと、負担がぐん／＼殖えていくといつたやうな關係がありまして、その面から實際面といたしまして負担を重く感じてゐる向きも相當ある。それからいまい一つは、やはり全國的に各人ごとに調査が完璧になか／＼まいらない。中にはどうも間違つた決定をされておる方もあつたといつたやうなこともございまして、そういう議論を巻き起してゐるわけでございます。全体として申しますと、勤勞所得者、その他所得税全体のほかの所得者に比べて、特に負担が非常に大きいといふやうには私ども考へないでございませう。それといま一つは、実は今まで農業者は税を収めておる部分が少なかつたのですが、去年の所得税法によりまして、相當多數の納

税者が新しく出てきた。そういう農家は新しい所得税でありますので、所得税になれていない。しかもそれは申告によつて納められないで、年度末の更正決定によつて、一遍に年度分を収める。かような結果になりました点が、やはり相当収めにくい一つの結果になつたと思ふのであります。従つて本年度といたしましては、第一に基礎控除、税率、家族控除等によりまして負担の軽減をはかるということが一つ、それから運用面におきまして、できるだけ早期に申告していただきまして、年度末に一遍に納めるといふようなことは、できるだけ少くして、やはり納期に分割して納めるといふようなふうに、申告指導あるいは事前の更正決定等によりまして、なるべくそういう方向にもつていきまして、この際納めやすいように努めたいと考えておるのでございます。今度の所得税の改正は前から申し上げておりますように、基礎控除、家族控除等を相当大幅に引上げ、それから下の方の税率を、たとえば今まで五万円超百分の五十を、二十万円超百分の五十というよりなふうに、平均線前後の税率を、

相当思い切つて下げておりますので、本年度といたしましては農家の場合におきまして、昨年度のような無理があつたとすれば、そのあつた面につきましては、よほど少いじやないかと考えておる次第でございます。ただ平均的に申しますと、農業所得者の場合も、農家の平均所得以下の農業所得者の場合は、相当負担が軽減になると思ひます。これに反しまして相当上の方の所得者になりますと、この基礎控除、家族控除等の控除の恩恵の及ぶ額

が少くなるので、軽減額が比較的少い。従つて上の方はそう軽減にならないと思ひますが、平均線前後の農業所得の場合は、率から申しますとよほど軽減になる。かように考えております。ただその際におきまして、よく世間で言われるのですが、農産物の価格が二倍になつた。所得がそれによつてある程度増える。こういう場合において税額もなお前年度の税額でいいか。あるいは前年度より額において下りはないか。こういうことを期待していただきますと、期待しがたい。あくまでも先般勤労所得税について申し上げましたように、所得百円当りの負担率において、実質的に軽減になるというところ、御判断になる必要がある。そういう点から判断いたしますと、農家所得の平均的な所得の前後の人々、この方面の負担は、現行税法に比しますとよほど下る。かように考えておる次第でございます。

○河口委員 高所得者に対するお話がありましたが、昨年地方をまわりますと、百万円所得のあつた方が、実際は百分の八十五とか八十と聞いております。これに地方税を附加すると、地方税が大体四〇％で、所得全部を納税しても、なおかつ足りないというやうなことを聞かされておるのですが、この点に対して本年度はどういう処置をとられたのであるか。お尋ねいたします。

○平田(敬)政府委員 今後指摘の地方税が百分の四十という例は、全国でどこかございますか。私もそれはそこまで高い例はないのじやないか。ただ営業税が二十前後にまでなつておる所は、

若干あるように思ひます。かりに二十といたしますと、ちよと百分の百になるのじやないか。こういう疑問をおもちでございますが、一方営業税は所得の計算上、実は前年度の経費を差引きますので、理論的に申しますと一〇〇％を超えるということはない。従いまして一應機械的に営業税を控除した残りの所得に対してまして、所得税と営業税を加へまして、負担を計算してみると、一〇〇％あるいはそれをオーバーするやうな計算も、場合によつて出てくるかもしれないと思ひます。ありますが、精細に計算してみますと、さうなことはならない。従いまして最高率を百分の八十程度にしておきますならば、著しく不合理はないものと考えております。それで百分の八十の税率の適用を受ける段階は、ずつと昨年に比べて上げておきますので、そういうことと相まちまして、本年度におきましては實際の問題といたしましても、そういう非難を受けるやうな例は非常に少いのじやないか、かように考えております。

○河口委員 問題を農業課税にもどしてお尋ねしたいのですが、御説明のあつたごとく、所得税においても、農村は今年度相当軽減されるやうなことが了承される。地方税において地租が従来賃賃価格の百分の二十四であつたものが、本年度において二百に引上げられておる。私は税の建前として、所得に対する課税は妥当であるが、物件に対する課税は、相当考慮してもらわなければならぬ。さらに農業者において、この物件に対する課税が非常に多い。言いかえれば二重課税の面が非常に多いように考えられる。こういう

点について農村は、本年度も税のため相当苦しまなければならぬ。さらにこういうことが禍いたしまして、せっかく農地開放が行われても、税額が高くなるから、結局土地は政府にもつておつてもうた方がよろしいというやうなことで、農地開放にも一段の阻害を來しておるやうに考える。さらに六月十五日の新聞紙上には、総司令官農務課長のデビス氏が、日本の農業者は租税が高過ぎるということを、つきり声明されておる。これらのご意見を考慮合せて、当局は慎重を期して、そういう片手落ちの課税にならざるやう、最後に御希望を申し上げておきます。

○平田(敬)政府委員 單に農業の立場、あるいは農業生産という見地から考えますと、税はまさに軽い方がいふにきまつておるのであります。そののみならず、ただ國民の負担は國民の見地から申しますと、なるべく軽い方がいい。なかんずくそれらの業者におきまして、その業の立場から考えますと、軽い方がいいということでは、これは議論の余地のないところでございまして、ただ現在の財政事情、それから國民一般の生活状態、なかんずく勤勞者の状態等と比較しますならば、先ほど申し上げましたやうに、私どもはこの國民全般の見地から考えますと、農業所得は決して絶対的な過重というやうな考え方はもつていないというところを、はつきり申し上げておきたいと思ひ次第でございます。ただ實際問題といたしまして、小所得に對しましてあまりに負担をかけるということは、これはいかにも税制といたしまして適当じやない。ひとり農業者の

場合だけでなく、勤勞所得者の場合におきまして、特にそれがはげしいといふことを私どもつくづく感じてまいりましたので、今回の改正案におきましては、基礎控除、家族控除等を相当大幅に引き上げまして、その勤勞所得税につきましても、相当な軽減をいたし、併せてこの平均線以下の農業所得におきましても、相当な実質的軽減をはかるやうな改正案を御提案いたしておるやうな次第でございます。なお課税の調査が不十分なために、實情に即しないというやうな点につきましては、若干そういう問題もあつたやうでございますので、今年度におきましては、さらに一層の正確を期するやうに努めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。なお地租の問題について御意見があつたやうでございますが、実は地租は今低いものに相なつておる。地租の反当り負担額を反當りの收穫高と比較してごらんになれば、おそらく何人もすぐ気がつくところでございますが、現在の負担といふものが非常に低いものになつておるのであります。これは地租の賃賃價格が、昭和十年以前の平均をもとにして

きめられております。当時の經濟情勢のもとにおいてできておりました。今日まで農産物の價格その他から申しますと、これは実はパリティ計算で、かりに百十倍程度になるといたしますと、百分の百でも軽いという賃賃價格である、収益率から見られるのであります。そういう状況にありますから、この際地租につきまして、御指摘のやうに百分の二百くらいの負担をさせるということになりまして、實際問題といたしまして、私は決して高い負

担じやない。むしろはかの税に比べますとまだ低いので、理論的に考えますともつと引上げるのが妥当であると考えておるわけでございます。ただ現在相当低い事情、また一面におきまして統制によつて小作料なり地代を抑えておるといふような点がございませう。今回地方税法として提案しておる程度の引上げが妥当だといふので、かような提案をいたしておる次第でございます。なお各種の地租とか物件税、これは当然農業所得の計算上は控除するといふことになっておりまして、負担が二重になるといふような点はないように、制度の上においても考えておりますので、その点も御了解願いたいと思ひます。

○河川委員 御説明で大体了承はできたのですが、先ほども申し上げました通り、農民の租税負担が重過ぎるといふこの見地から考えまして、二十四であつたものを二百に上げるということとは妥当でない。理論的にはなるほど諸物價が上つておりますから、上げるといふことは一應考えられるのですが、從來税が重かつたという観点から考えると、この二百に上げるということとは妥当でないと考え次第であります。

○平田(敏)政府委員 税といたしましては、なるほど負担が相当重いと認められますところのこの所得税、こういう方面につきましては、せきるだけ軽減をはかる。これに反して税制といたしましては、非常に負担がまだ軽いと認められるところの地租等についてはそれぞれ引上げる。こういうことによりまして、政府として全体の調整をはかつていくということが、私どもやはり財政全体のバランスをとる上において

て必要だといふ見地から、所得税はむしろ引下げましても、地租の方は上げた方が妥当だ、かように考えておりますことを御参考までに申し上げておきます。

○堀江委員 所得税法の一部改正の問題については、先日いろいろお尋ねしたわけでありますが、まだ納得のいかない点があります。特にこれは農業所得に關してでありまして、この改正所得税の勤勞所得と農業所得との關連を見ました場合において、相当な開きがある。それでこれは先ほど局長が御答弁になつたように、農業者の所得は高かつた。だから相當の軽減をやつておるとおつしやつたこととこれとは反しておる。このいただいておる資料を見ましても、十萬圓の場合あるいは五萬圓の場合のいづれをとつてみましても、農業所得が勤勞所得より高いといふ事實は、一番問題になつておるところの農業者の負担を公正にするということに反しておる。それから根本的な問題として、農業が勤勞所得であるかどうかといふ問題であります。私の見解として農業に従事し、また農村をよく知つておるものにとつては、農業ほど大きな勤勞はない。今労働基準法なんかによつて八時間労働をやつておりますが、農民は朝から星をいただいて出かけ、星をいただいて帰る。十何時間もの労働をやつておる。勤勞のうち最大のものとであると私は考えておるし、そうしたことはあなたの方としても認めになるだらうと思ひますが、しかもそうした勤勞の農業所得は決して事業所得に解すべきものでなくして、これは純然たる勤勞所得で、最も勤勞度の重い所得である。しかるにか

かわらず勤勞所得に關して二五%の控除をしておる。これはこの率が妥当であるかどうかは別問題として、一應了承するものでありますが、問題になつておる農業所得についても、勤勞控除をやるべきだといふ見解を私はもつておる。そうしたことをやらないことが農業所得者に対するところの負担の重荷といふことになつておるものと思ひますが、これについて当局の御見解を伺いたいと思ひます。

○平田(敏)政府委員 この農業所得税は、私どもも勤勞所得の分子が非常に多いといふことは確かに御意見の通りと思ひます。しからばこの普通の雇傭労働の所得と同様、純然たる給與所得と同じように見るべきかといふことになりまして、そういう見解には賛成しがたいわけでありまして、農業所得の中にはいわゆる事業利益、事業収益といふような面があります。それから、それら一面においては土地の利用、土地の資本利子という種類のものとそういうものが加わりまして農業所得というものが生れてくる、かように考えておりますので、純然たる雇傭労働の所得と同じようにするといふ考え方には、どうもにわかに賛成しがたいのでございします。そこで實際問題として、それではここの農業者の負担がはたして適当であるかどうかといふことが問題になると思ひますが、その点はお手許にお配りしております資料によりまして、御判断願ひたいわけでございます。たとえば農業所得の平均が、昨年は大体三萬圓前後であつたわけでございます。昨年の通り所得が三萬圓といたしますと、家族三人でありますと税額が五千三百四十圓、これに對しま

してそのまま所得が動かないとする、ほとんど税はかからないのでありまして、三百五十圓で一分の負担になるのであります。ところがかりに所得が相當増えまして、五萬圓になつたといふときを考えますと、今度の負担でございますと五千三百一十一圓、すなわち所得が倍近くなつたが、負担としては前と同じといふことになりまして、相當に調整できておる。かように考えておるわけでございます。かりにももう少し上の方を考えましても、たとえば十萬圓の所得の場合、今の税法によりまして四〇%ぐらいの負担になるわけでありまして、改正法によりまして二%、すなわち十萬圓の所得がありまして、二萬二千圓程度の負担といふことになりまして、この程度でございしますれば、今の財政事情その他からいまして、私どももいたしましては御辛抱いただかなければならない負担額ではないか、かように考えておるわけでありまして。

○堀江委員 農業所得につきまして、昨年度の平均が三萬圓であるとおつしやつたわけでありまして、こゝし当然米價は改訂せらるべきであるし、かりにこれが倍になると六萬圓である。六萬圓の場合、その農業収入をやるためには少くとも二人の人間を要する。二人の人間を要したならば一人が三萬圓である。そうした場合月額にしたら、これは二千五百圓であるといふ数字が出るわけでありまして。現在の勤勞者の三千七百圓ペーは、これは千八百圓ペーよりも実質賃金において低下するといふ意味において大きな問題になり、この面において労働政勢が起るであらうといふことは一般の常識になつ

ております。勤勞者にとつて食えない三千七百圓ペーよりも低い収入である。あなたの方の資料では平均が三萬圓である。農産物價格が倍になつて六萬圓である。しかも二人としたならば一人が月二千五百圓である。こうした場合に当局としては事業所得である。事業から生れた所得であるとおつしやいます。私はこゝした数字から考えてみても、勤勞所得よりも少い所得であるといふ意味において、当局の御見解は間違ひではないか。当然そういうことになれば勤勞控除といふものが問題になるわけでありまして、本年度の農家の平均収入といふものをどの程度に抑えておられるかは存じませんがもしも倍とされたならばそういう数字になりますので、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○平田(敏)政府委員 予算の見積りにあたりましては前に申し上げましたように、昨年の實際の決定に對しまして、八割五分程度の所得の増を見込んでおるということ、前から申し上げておる通りであります。

○堀江委員 そうした場合に先ほど申しましたように、三千七百圓ペーよりも少い農業収入である。しかもそれよりも課税の率が高いといふ場合は、デヴィス課長の言つたような農業者の負担については、大蔵省はめちやくちやであるといふことを裏づけするものではないかと考えるわけでありまして、その点についての御答弁はいかがでありますか。

○平田(敏)政府委員 今正確な数字は持つておりませんが、三千七百圓ペーをいれゆる農村方面だけの賃金に限

く研究したいと考えております。

◎堀江委員　これで私の質問は終りました。

◎塚田委員　いろいろ各委員からお尋ねがあつたようでありますから、重複になることはなるべく避けたいと思ひます。この所得税の新らしい改正案を基礎にいたしまして、政府が今度の予算をお組みになつたものを、先般主計局長において願つて、いろいろ御説明伺つたのであります。そのときのお話で、事業所得、農業所得、庶業、その他いろいろについての基本的な平均所得数というものを伺つたのでありますけれども、

れども、当時主計局長のお話では、事業所得は昨年は平均六万円に見ておつて、こゝしは十萬八千三百円に見てゐる。農業所得は昨年は二萬四千円に見ておつたが、こゝしは四萬四千八百円に見ておる。庶業は四千五百円に見えおつたが、こゝしは八萬九千五百円に見ておるといふようなお話であつたが、まずこの点において間違ひはないのかどうかということを一應伺ひたいします。

○平田(勲)府政委員　今お示しの營業の所得は大体正しいと思います。それからいずれも本年度の所得の見込みは、それ今お話の通りでありますが、農業所得の前年度の数字が若干低いように思います。正確に申し上げますと、二万七八千円になつていたと思います。

○塚田委員　そこでお尋ねをいたしました。この事業所得の場合において昨年六万円であつたが、今年は十萬八千三百圓というように大体八割方の上回りであります。どういう根據でこゝにい

る数字をお出しになつたのかどうか。それは私も考えますのでは、なるほど物価が上がる。物価が上りますからして、たとえば商工業者の場合には生産高、販賣高というふうなものを價額の上で算出したしますればその数字は殖える。しかし所得が殖えるかどうか、つまり営業者の場合において利益が殖えるかどうかというところは、むしろ最近の状態におきましては、取扱高は殖えても利益はかえつて減りはしないかというふうな状態である。そういうふうに考えられるのがむしろ実情である。私もそれは考えております。そしてただこういう数字が單なる物價の値上りというふうなものでおきめになつたとすればその辺のお考え方に十分でない点がありはせぬかと考えておるのであります。その点について御意見を伺います。

○平田(敬)政府委員 この見方はなかなかむづかしいところがございます。事業所得と言われましたが、営業所得の場合であります。営業所得につきましてはやはり若干の生産の増加、それから物價の騰貴、この二つをみまして、前年から大体八割五分程度殖えるものとして税率をきめたのであります。個々の納税者の場合におきましてもそうなるかどうかにつきましては、これをさらに現地においてそれそれ実情を取調べまして、適正な課税をするべく努力したいと思ひます。大体これくらいの増加は、平均的にみまして、昨年一箇年に対する本年一箇年の見込みでございますから、むしろ見限りではないと考へてゐる次第であります。

○塚田委員 次に農業所得であります

けれども、この四万八千八百円という数字は、今日の農業の実情からすれば、必ず米價その他の値上げを予想してお出しになつた数字であると思ひますが、税務当局がこの数字をお出しになつた場合に想定された米價その他の主要なものの値段を、どこにおいておられたかをお聴かせ願ひたい。

○平田(敬)政府委員 米價につきましては先般大臣からお話がありましたように、本年度いくらくにするかという具體的な額はまだきまつていないのでありまして、目下物價廳その他でパリテイ計算に基く資料を整理中であります。これは御承知の通り農家が購入する物資のマル公がきまらないと、正確な数字が出てまいりません。そういう農家が購入する生産資材並びに生活物資のパリテイ計算による品目が六十くらいあつたと思ひますが、それがきりますとおのずから機械的に出てくる、かようなことになつてゐると思ひます。大体の見当をいたしましては、おのずから今度の物價改訂の高さで見当がつくのでありまして、これはまづ一つのの見込みでございますが、昨年の六二、五五倍が、おそろしく一〇倍前後、あるいは若干それより上まわつたところはいくつではないかという見当でございます。そういうところからみますと、米價は今の段階では倍はいきませんが、それ近づくところまでいくのではないかと、かように見こまれる次第であります。米價をいたしましては、まづたく未決定のもので、見限りでありますので、單に予想として参考までに申し上げてゐるというところを御了解を得ておきたいと思ひます。

○塚田委員 もちろんおつしやるように米價その他のものは未決定であるのであります。しかし一應これだけの予算をお組みになつて数字をお出しになり、しかも四万八千八百円とお出しになつたからには、何かそういう根拠がなくては、こういう数字はおそろしく出てこなかつたであろうというふうな考へておる。そこでこの数字をお出しになるときに、一休米は一石だけ、麦は一石だけという数字を、主税局は腹においてお出しになつたかというところを伺ひたい、こういう意味なのであります。

○平田(敬)政府委員 そういう意味でございます。ただいま申し上げました見当の数字で大体御了解願へるかと思ひるのであります。

○塚田委員 同様のことは商業についても言えるのであります。それらを通じまして個人所得に対する税の今年の見積りというものが、昨年から今年にかけての經濟界の推移をならみ合せて考へますときに、ただ物價の上りというものでおきめになつたとは、もろもろ思ひませんが、そういうものがすべての要素であつたような感じがいたします。場合に、この数字がどうも過大にすぎたのではないかと、もちろん見積りはどれだけ過大になつておつても、実際の課税面において適正に行われるのであれば、これは問題ないのではありません。しかし、これはなかなか、それはいかないのであります。予算がそれだけよけいに組んであれば、結局それだけ何らかの方法によつておとりになるという結果にならざるを得ない。これは税の過去の事例からして、またおそろしく今年もそうなると思ひます。

う。見積りが大きくなればそのまま税の加重になるのであります。これは法律の上から言つて軽減されたとか、軽減されてないとかいう議論をいたしてみても、実際の面になつてくると、法律そのものの重い軽いということ、実際の課税が重い軽いということとは全然別になつて出てくる。私どもは見限りがどういふ根拠によつて立てられておるかというところを、非常に重要視しておるわけでありまして、しかしこれ以上お尋ねいたしまして、おそろしくこれ以上つこんだ御答弁は得られないだらうと思ひますので、この問題は一應これで打切りたいと存ずるのであります。

次にお尋ねいたしたいのは、先般本會議において私の代表者が、課税の見込人員についてお尋ねをいたしました。これも実は主計局長に伺つたときの数字と大分食い違ひがあるやうな、本會議における大臣の御答弁であつたのであります。御参考までに申し上げますと、営業所得では、今年は失格者を除く課税を受ける人員の予定は、二百六十八万四千八百人といふことになつておつたのであります。それから農業所得においては四百八十二万七千人、それから商業においては二十三万三千人、こういうふうになつておつた。そこで昨年の分はどうなつたかというように、次にお尋ねをいたしたところが、昨年は営業所得は二百三十八万八千人であり、商業所得は三百七十三万五千人、商業の場合は三十三万三千人といふやうな御答へがあつた。それでそのまゝノットに書いておつたのであります。先日お伺ひしたら違ふといふことであつたので、今度頂戴した表からい

いる推察をしてみますと、どうもこの間大臣が御答弁になりましたのは、私もがいたしておりました所得税予算額内訳表といふものの中に人員が載つておりました。それに対比が出ておる。ところがこれには改正案による予算と、現行法による推計といふものがある。おそろしくこの数字でお答へになつたのではないかと、かように私は今解しておるものであります。ところが私たちが昨年よりはよけいの人々が税を受けるようになるのではないかと、結局昨年よりも低い層まで税がとられるやうになるのではないかと、このことを考へております。これは、現行法の推計による数字と、改正案による予算上の数字との區別ではないのであります。昨年現実にどれだけの人が営業所得の課税を受けたんだ、そして今度の二十三年度においてはどれだけの人が受ける予想なのか、こういうことなのであります。現行法で軽減されないでいればこれだけの人が受けるが、改正案によつてこれだけの人が課税を受けないといふこと、この数字の比較では実はないのです。その点をばつきりとお聴かせ願ひたい。

○平田(敬)政府委員 ただいま塚田君からお話の点は、まさに大臣の本會議でお話になりました通り、現行法との場合の比較の数字であらうと思ひます。そこで前年に対する実績と比べてどうかというお尋ねになりました。この際さらにはつきり申し上げておきたいと思ひますのは、勤労所得者は、前年の実績の見込が、これも概数で正確を期し得られませんが、大体一千八百二十万人、それに対してことしの見込は九百四十五万人、一割八分の減、農

業、水産業、商業、これらを全部入れました数字が、昨年の実績は五百七十五千人、それに対してことしの見込は三百六十万人、差引いたしまして結局三九%程度減る見込であります。それで改正しない後におきましては、勤労所得者は二三%くらい減ります。だから一八%くらいの減、それから三二%くらいの減る見込のものが二九%くらい減るということで、御指摘の通り若干減る割合は、実績に比較しますと少うございます。営業の方はこの前申し上げましたように、むしろ自然増その他がありまして、実績よりも若干増加する見込でございます。昨年の実績が二百四十二万六千人に對しまして、ことは二百六十四万二千人程度見込んでおる次第でございます。

○塚田委員 そこで減つておるものもある、殖えたものもあるという御答弁であります、大体税法そのものからいくと、たしかに軽減されておるようには思ふのです。たとえば営業所得で人間が殖えるということは一体どういふ関係にあるのでありますか、何か計算の根拠が変つたというようなことで、こういう結果が出てくるのでありますか、その点をお聴きしたい。

○平田(敬)政府委員 御承知の通り大都市方面等におきまして、災害でやられた営業がぼつ／＼復興しておるものが大部分あるようであります。農業者の場合は、むしろ新規の増加というものは比較的少いのであります。戦災都市の復興に伴ひまして、やはり相当数は殖えつつあるのではないかと、かような点から考えましても、程度でございます。一應あるいは課税の決定により

まして、相違が若干あるかもしれませんが、ほとんど大部分はさうな見方をいたしまして正しいのではないかと、かように存する次第でございます。

○塚田委員 そこでお話かちやうど聞連してまいりましたのでお尋ねいたしたいのであります。給與所得というものは非常に多く捕提される。しかし申告による所得のうちの営業所得が非常に捕提しにくいのであつて、営業所得といふものは非常に課税の外に除かれておる、この普通言われおる。政府においてもいろいろ統計をおもちになつておると思ひますが、一体営業所得といふものが、國民所得の中に含まれておる数字がどのくらいあるか知れませんが、そのうちの何パーセントくらいが課税面において捕提されておるのかどうか。そしてその課税面において捕提せられない部分のうち、当然これは課税外にあるべき性質のもの、つまり課税の最低限以下のもの、それからそれ以上のものであつて、捕提しなければならぬのだが、やみ所得また脱税所得であつて捕提し得ないもの、これを區別してお聴かせ願ひたい。

○平田(敬)政府委員 實はいま御指摘の調査が簡単にできますれば、私どもも苦労いたさないわけでありまして、なか／＼そこに調査の困難性があるわけでありまして。たとえばやみ所得にいたしまして、小所得者のやみというものは、全体としてはばかにならぬ大きな金額でございます。大所得者のやみはいくらか、これは実際問題として全部調べてみないとほんとうはわからないというような、非常にむずかしい

問題であると思ひのでございます。本年度におきましては少くとも大日のインフレ利得者等につきましては、しるみ潰しに徹底的に調べてみようという、國稅査察官制度を設けまして、大いに勉強してみたいと思ひのであります。たとえば小営業者あるいはその使用人等がかつぎをやりますと、やみブローカーをやつておる。数から申しますと相当多数の人間がそういう仕事に従事してゐると思ひますが、それがはたしていくらあつて、いくらの所得であるかといふやうなところは、實際問題としても捕提がむずかしいといふことは、御了承願ひたいと考へる次第であります。國民所得のうちの営業所得に對する課税割合は、大体半分前後になつてゐるじやないかと見込んでおりますが、國民所得の中で、この営業所得をどう見るかといふことは、具体的になりましてこれはなか／＼むずかしい問題でありまして、その辺はいろいろ困難な事情もございまして、であるいは本年度におきましては少しひまをかせまして、もう少しいろいろところについてはつき進んだ研究をしてみたいと思ひますから、詳細はそ

のの際に御説明申し上げるということに御了承願ひたいと思ひます。

○塚田委員 これはむずかしいとおつしやれば實際むずかしいのであります。が、しかしどうしてもまたこれらの所得をつかまえるのでなくてはならないという面も、課税行政の上からは非常にあると思ひののです。そこで昨年度の申告納税による部分といふものは、つかまつたものは總じて重かつた、しかしそれと同時に、この面においてはつかまらない面がかなりあつた。そうし

ても／＼の予算がそういうものを平均してお出しになつていて、つかまつたものが結局それらの人たちの負担がいかにばつて、しよつてしまつて、一層きつという場面が出て來たのではないかと、いかに考へておる。そこでぜひこのやみ所得、脱税所得に對しては、徹底的に御追究願ひたい。これは非常に面倒で、やみといふものはつかまらぬからやみなんだ、それをつかまらぬからやみなんだといふこととは、これは一般常識で、また一應その通りであります。しかし同じつかまらぬにしても、まだつかまへようがあるじやないかと私どもは考へておる。そこで暗示に富んだ話だと思つて

聴きました。一般の公述人の中から、税務署が税をとるときに、今はつかまつてゐる人間だけを、やつきになつてまだありはせんか、ありはせんかと騒ぐ。しかし税を何も納めないで、のう／＼として、しかもつばな生活をしておる紳士といふものが世間にたくさんあるのだから、そういう者を第三者通報か何かで、必ずしもいくらか脱税になつておるといふことばかりでなしに、どうもあの人は税を納めていないらしいからお調べになつたらどうかといふ通報をおもひになつて、やつてみられるのも一つの工夫ではないか。ほんとうに税を納められない状態において、納めないで逃げているのではないかといふことを御糾明願ひたい。そういうことをするにしても、結局税務機構の能力の不足といふことが問題になるのであります。能力不足といふ場合にも、私どもはいつも考へておるのですが、大体近年のよ

うに毎年々々新しい税法を、次から次へとお出しになつたのでは、どんな有能な人たちがおられてもなか／＼つかまらない。だからせつ／＼昨年申告納税といふことが始められて、一年経過があるのだから、今年も同じだと考へておつたところが、新しい取引高税といふ税がまた出てくるということになると、また税務機構の相当大きな部門をこつちにもつていかなければ、どうも中途はんばになる。これがまた國民が納得のいかなる税を納めなければならぬ結果になつてくる。そういう意味においても、私どもはこの取引高税法といふものは、税そのものの善悪と全然別の観点から、一年くらい、もう一度昨年のまゝの税でやつてみられるのが得策ではないかといふ考へもある。あの税には賛成いたさない。あの税法を新しくやつたならば、できるだけの人員を浮かしていただいて、今申し上げたやうなやみ所得、脱税所得といふものに相当強く當つてゐた

だくなら、私はあの取引高税二百七十億の予算の中の、少くとも半分以上はとれるのじやないかといふ考へをもつておるのであります。それらの点についてどういふお考へをおもちになつておられるか。これは参考までにお聴かせ願ひたい。

○平田(敬)政府委員 お話のように、最近二、三年來税務署で新しい税が次々次々に殖えるために消化不良に陥つておる。それに対して人員等も不十分でございます。思ひしく運営ができません。という点は、まことにその通りだと思ひのであります。從來さういふ点につきまして、いろいろ大膽省といたしまして対策を講じてきておるので

ありますが、なか／＼思うに任せてこ
なかつたというのが、大分例の不平を
受けておる一つの原因でありますのは
御指摘の通りでございます。ただ、私
もいたしまして、本年度におきまし
て取引高税を起すというにいたし
たのでありますが、この税は印紙納税
ということにいたしておりました、主
として間税の方の仕事にする。直接は
所得税に一生懸命になる。直接でわか
つた資料はもちろ取引高税において
利用することはいたしたいと思いま
すが、極力直接の方の所得税の仕事
がないで取引高税の方をやつていく。
こういうことに実際の運営をやります
れば、御指摘のような事情は非常に薄
らいでくると考えておるのでございま
す。従来間接税の方はあまり新税はご
ざいせん、直接税と比べると、よ
ほどその辺は余裕のある運営ができ
るという事情もございまして、取引高
税を起すことによつて、そう大きな支
障を来すというには考えておらな
いのであります。むしろ場合にしまし
ますと取引高税を起すことによりまし
て、かえつて直接税の方の適正を期し得
るという場合も相当出てまいり
まして、両方をうまく運用いたしまし
なれば、税務行政としてかえつていい
結果を来すようなことになりはしない
かというように感じておるわけ
でございます。それと、今までの新税
というものは一回限りのものが多く
ございまして、たとえば財産税にしろ、
一回限りでありまして、あのようにな
る懸念手をつけてやつたけれども、一回
でおしまひになる。昨年の非難者税
も昨年限りでございまして、そのとき
手をかけただけで、あと大した手はか

けない。そういう新税が実は税務行政
の手数から申しますと、一番永続性が
なくて非常に手数が多いというよう
なわけでありまして、取引高税はその点
今後引続き施行するということになり
ますと、そういう弊害もございせん
ので、その点から考えますと、私ども
は、本税はその大きくここに新しく負
担をかけまして、税務行政なかつく
所得税の負担の不適正となるというこ
とには考えておらないのであります。
それどころか、むしろ所得税におきま
して、中小なかつく小所得者に対し
まして、相当大きな負担をしなければ
歳入が上らない、こういう税制は、い
かに直接税といえ、今の国民生活の実
情、所得の状況からしまして、かえつ
て負担の適正を欠くのではないか。勤
勞所得税、たとえば農業所得の下の方
の部分、営業所得の下の方の部分、こ
ういふ部分に相当大きな歳入の期待を
かけて、直接税の形で納めてもらうと
いうことになりまして、昨年の経験か
らいたしまして、実際上いろいろ無
理を来しますもので、そういう方面の
負担を軽減する。所得税につきまし
て、税率を合理化してやりますなら
ば、これはやはりまた調査のしようも
あるというわけでありまして、所得税
といたしましては、あくまでも現在の
いろいろ／＼な経済情勢、国民生活の実情
に應じた合理的な税制に直しまして、
なかつく小所得等の負担をこの際軽
くいたしまして、運用をはかつた方
が、かえつて適正な運用が期し得るの
ではないか。しかしそれだけで済めば
いいのであります。なか／＼歳入の
方が不十分で済みませんので、今回新
たに取引高税を起しまして、それによ

つて國庫の欠乏を補いつつ、税制全体
として、この際経済の実情に即する制
度を打ち立てまして、円滑な運用をは
かりたい。かような氣持でありますこ
とをこの際申し上げる次第でありま
す。

○塚田委員　いろいろ主税当局の御苦
心のほどはお察し申し上げるのであり
ます。そして取引高税がもう一石二
鳥で、企業者などの所得税もよくそ
こでつかまえるというようにすることにな
ることを御希望しておられますが、私
どもから見ると、これはまつたく効果
が適にいくのではないかと、これを
非常に案じておるわけなのでありま
す。なぜかと申しますと、一体この取
引高税が間接税であるのか直接税であ
るのか、税法の上のむずかしい点で、
私は間接税みたような、直接税みたよ
うな、中途半端なものだと思ふ。だか
ら、税務署は、なるほど扱いの上では
これは間接税の方で扱わせないといふ
で、これは間接税だといつておられ
る。ところが実際と間接税としての取
引高税が、どういふところに課税され
るかといふことになりまして、これは
商賣人でいへば賣上げに対して課税さ
れる。ところが所得税はどうかといふこ
ろから課税されるかといふと、これも
賣上げに対して課税されるという実績
になつておる。どんな帳面をもつてい
つて、収入がこれだけ、支出がこれだ
け、差額がこれだけだといつても、税
務署はお取上げにならないのであつ
て、お前のところは世間の評判から聞
いてみれば、賣上げはこれくらいだろ
う、そこでお前のところの商賣はこれ
くらい儲かつておる筈だから、お前の
ところの所得はこれだけだ。こういう

ことで所得税も賣上げを基準にして見
るということになつておる。取引高税
も賣上げが基準になるといふことにな
ると、これは、税をかける方の側
からいへば、取引高税の基礎になる賣
上高を出すといふことは、そのまゝ所
得税の基礎になる。自分の商賣の高を
出すといふことになるから、これはど
うしても取引高税のときからまずこれ
は隠してかからなければならぬ。こ
れは手続がたいへん二重にめんどうに
なつたと言つてやつておる。そういう
ことは必ず實際面において出てくるの
であります。なるほどよくいけば両
方ともうまくいくのでありますが、う
まくいかないといふと両方とも悪くな
る。そうして悪くなつた結果は、いま
で逃げていつつかまらなかつた連中
に、今までもよくいけ、つまり取引
高税と所得税と両方の面でまた逃がし
て悪くなつてしまふ。そうすると、税
を逃げる方を、税を逃げないで正直に
納める方との、俗に言います正直者が
ばかをみるという面が、この取引高税
を課せられることによつて、倍加まし
てはいかないかもしれませんけれども、
あるいは倍近くになつてくるかもしれ
ぬ。かりにそこまではないにいたし
まして、相当にやはり、同じ逃げよ
うという人間に、また逃げおせたら
間には、不当に、よけいに悪いことを
させる結果になる。これは間接税だと
言われても、決して税の實際の上で
は、間接税としての影響効果というも
のは出てこないで、直接税である所得
税の上に相当悪い効果をもつてつやな
いか。そういうことを考えるにつけま
しても、所得税をもう一年はんとし
てこれを固められていきますと、今度は

所得の上から、これはまた賣上高や生
産高というものも推算されて、何とか
取引高税もよくつかまえられるとい
うことになるというように私どもは考
える。殊に今年は取引高税を出しに
なりまして、これは中途半端であり
ますから、収入予定も二百七十億くら
いしかないのだから、これは無理にお
出しになつても、今年ぐらひはおやめ
になつておいた方がいいのではないか。
か。こういうふうな考へておるわけ
であります。そういうふうな／＼な
要素を併せ考えまして、私どもは一應
取引高税法には賛成できない、こうい
う考へをもつておるのであります。こ
れは意見になりますから必ずしも御
答弁は要りませんけれども、ただ、税
法の実際の御運用の上において、もし
取引高税というものが與党多数の諸君
の力で通りまして、運用の上におい
て、そういう面をよほど氣をつけてい
ただかないと、今申し上げたような弊
害が出てくる。もう現にそういうよう
に考へて、いろいろ／＼な／＼を悪い奴
はしておる。こういうことをひとつ十
分に腹においていたいただきたい。かよう
に考へておるわけでありまして、
○平田(鐵)政府委員　今塚田委員から
非常にちがつた觀察をしていただきま
して、大いに私も参考をいたしたい
と思つておるのであります。ただ、
今お話の中に、取引高税と所得税と大
体同じくになりやうだといふお話
でございまして、よく計算してみま
すと、大体普通の営業者の場合におき
まして所得税に比べて取引高税は非常
に少いようであります。大体五分の一
から十分の一くらいの場合が多いのじ
やないかと思ひます。従いまして、今

御指摘のような場合におきましては、取引高税を逃れるためにというよりも、むしろ所得税を逃れるために適当にやるという傾向は、たしかにこれはあるかと思ひますが、これはとも今までもやはりあるものでありまして、そのために申告指導を徹底してやつていただくと同時に、なお税務署におきましては、別途調査いたしまして、更正決定をやる、かような建前に相なつておりますし、いさしくも所得税によつて捕捉した限度におきましては、取引高税においても捕捉し得る。取引高税によつて捕捉された限度においては、所得税においても利用し得る。これは運用次第では、私はそうむずかしくなくて、むしろいい方向に十分いき得るのではないかと、またいかにせねばいかぬというつもりで運用してまいりたいと、こう考へておる次第であります。財政事情が許しますれば、これは御指摘のようにあるいは時期を待つというのも一つの御意見かと思ひますが、本年度の財政あたりは、実は最も苦しいときでありまして、むしろ来年、再繁年度になりますと、若干財政事情もよくなるかと思つておりました。そういうときでもございますから、私どもやはりこの財政のバランスを合せて、インフレを防ぐという見地を置き、しかも先ほどから申しましたように、小所得者に対する所得税は、この際軽減するのがいいのだ。なにかんずく勤労所得税においてしかりという考へ方をとります限りは、この際通す方がよいのではないかと、こう考へておる次第でございます。

○委員 問題はその辺にいたしまして、そこでもう一つ本質的な問

題についてお尋ねいたしておきたいのは、一体昨年度の税が重かつたか輕かつたか、これは今までも私的に主税當局とお話申し上げたので、主税當局ではそんなに重くなかつたという御見解があるようでありますが、私どもは當局の御見解いかんにかかわらず、現実に税をとられた人たちは、相当重いという感じをもつたというところを強く主張しておるのであります。が、そこではいろいろそういう結果からして、昨年はとにかく税を納めた人の相当大きな面、あるいは全部と申し上げても過言でないと思うのですが、やはり十分納得ができておらないということが非常にあるのであります。一体民主主義時代の税というものは、納得して納めてもらうということが非常に大事なことでありまして、納得がでないで税をとられるという事になれば、これは專制政治時代と少しも変らないということになるわけであつて、そこで、それでは納得というものはどういふところから出てくるかと申しますと、一つは担税力の範囲内でなくちやならぬということ、もう一つは公平にやつてい

は重いが、しかしいさしく今日の國家

事情、國際事情、そういうものを考へて、國民としてはこれくらいのもので、負担しなければならぬ。いくら負担しなればならぬと言ひましても、担税力を超えて負担すれば、これはもとをつぶすということになるのですから、そうしなければ税の範圍を逸脱してゐる。そういう税は長年決して続けられるものではないのであります。なお担税力の範圍内にあるとお考へになつておりますかどうか。これは根本的問題であります。が、少くとも昨年よりは今年、比率の上においても國民の負担というものは、頂戴いたしました統計の上から見ても増えておる。その点に對しての根本的な御見解を伺つておきたい。

○平田(敬)政府委員 今のお尋ねの点はなか／＼私どもむづかしい問題だらうと思ひますが、しかしやはりおのずから判断の見当はつくと思へる次第であります。國民所得自体の計算も、実を申しますと、非常に正確はなかなか期し得ないので、一應のところを見まして計算はいたしておるわけであり

一應計算上三分の一くらいに、二期五分から三期五分程度まで切り詰めて、残余の分はほとんど貯蓄と納税の形で、財政及び産業に動員した、こういうようなこともあるものでありまして、そういう点から申しまして、この程度の負担が絶對的に負担し切れないといふようには見られないのでございまして、ただ一面考へますと、今日非常に生産が落ちておるといふことは、とりもなおさず實質的な國民所得は昔と比べて相当減つておる。こういうのは生活水準がそれだけ低くなつておるといふことであります。そういう場合におきましては、なおかつ二十二、三パーセントの負担というものが、はたして安当であるかどうかというやうなことになるつてきまして、これまたいろいろ問題があるかと思ひますが、しかしながら大体におきまして、その程度の負担でございすれば、これは相当私はやはり困難はあらうと思ひますけれども、この際として國民生活を著しく圧迫し、そのためにあるいは非常な、何と申しますか、國民の生活に不当な圧迫を與へ、あるいは今後の生産にも重大な影響があるといふところまで、財政が國民消費の上に、及び國民の投資に、重圧を加へるといふことは相ならぬのではないかと、これは一つの見解でございまして、これでも、大体さうに考へておる次第でござい

ことにアメリカは生産もぐんと上つて

おります。イギリス等もあまり生産が落ちていないという事情を考へてみますと、必ずしも、比較はできませんけれども、たとえばイギリスにおいて四〇％負担しておるといふやうな事實は、これは相當参考になる数字じやないかと思ふ次第でございまして、どうしてもこの際相當な財政支出をやむを得ない。これをインフレ下におきまして税で賄つていくことになりまして、やはり、ある程度の困難はありましても、これを負担していただくというところにつきましても、この困難は乗り切れないのではないかと、はなはだ愚見でございしますが、このやうに考へておる次第でございします。

○委員 御意見をお聴かせ願つたのでありますが、この点に關しては、これは私も実はいろいろ研究いたしまして、私の愚見を申し述べて恐縮ですが、私は実は課税はもう明らかに國民の負担力の限度を越えておる。こ

る。これは去年よりも今年は低減されるとしても、やはり結果は同じようになつてまいります。それからまた昨年の税法で營業者の場合を考えてみましても、そうでありまして、東京都の場合におきまして、地方税その他をいろいろ考慮に入れて計算をいたしますと、昨年度は百万円の所得をあげましても、手もとに残るのが、わずか九万円足らず、こういうような状態になつております。このような状態で、はたして企業資本の維持をしつゝ、それだけの利益をあげる人が、少くともそれだけの働きに相應する生活をして、同じ規模で生産をやつていけるかどうか。やつぱりこれはやつていけない。企業はだん／＼と規模を縮小していかなくちやならないという状態になつておる。そういうように、個々の税をかへられる人の立場から考えてみましても、明らかにこれは負担として限界を越えておるのである。そこで、今いろいろと統計的な数字をおあげになつて御説明になつたように、そしてまた外國との例を比較してお述べになつたのでありますが、問題なのは、御答弁のうちにもありましたように、日本の生産が非常に落ちておつて、各目的な所得はどれくらいあつても、実質的な所得が非常に落ちておるといふことが結局問題なのでありまして、二〇％であるうが、三〇％であるうが、税負担は問題ないのでありまして、二〇％の場合には二〇％とられた残りの八〇％で最低生活ができるかどうか、また三〇％とられたときには残りの七〇％で最低生活ができるかどうかということが問題なのであります。比率はどうでもいいとして、英國の場合に四〇％

うに、インフレが今後非常に進行する
といたしまして、さような場合に國民
所得が数量的でなく実効的な価値にお
いて減つた、この所得税をどうする
というような御質問であつたと思ひま
すが、これは先ほども主税局長が申し述
べましたように、今後生産がどうなる
かということが非常に大きな問題であ
ると思ひます。生産がどうなる
のかということは、賃金、物價の悪
循環をさせるかさせないかということに
も関連すると思ひますが、今の大体の
情勢では、生産は今よりも少しづつ伸
びていくのではないかとこの観測をす
ることは決して甘すぎる考へでもな
い。内外の情勢から考へまして漸次生
産は上昇線をたどるものである、こ
ういふ考へ方ができると思ひます。そ
れからいま一つの点は、國民所得に對
してある割合の税が重いのか軽いのかとい
うことである、國民所得の家計的な実
価値といふものが非常に問題になる。

この点はしばしば話に出ましたよう
に、現在においては金額的にはこの家
計費の——これは全國工業の賃金の
水準でありますけれども、これに基きま
す金額的に約七〇%から七五%が非
配給物資で生活している。すなわち自
由物資並びにやみを含むところのも
で生活している。この内容が變つてま
いりますと、國民所得の実効的な価値は
變つてくる。これをかえるように努力
しなければ賃金物價の悪循環は避けら
れませんが、またこれが變るようにな
らなければ、結局インフレーションの
緩慢化ははかられませんので、政府の
施策としては、この点に全力を盡した
い、特に家庭の消費財の供給量を増す
ように努力したい。現に金額の上にお

る抵抗といふものが出てくると考へ
る。そこで私も公平に行くと考へ
る。このためには、やはり主税局長の管下
には全國の公平を見る何か民間の諮問
機関がある方がよいのではないかと、財
務局長の管下には財務局管内の平準化を
見るための同じような機関があるの
ではないかと、税務署の管内においても、
さういふような何か機関がある方がい
いのではないかと、いやむしろなければ
ならぬのではないかと、さういふように
考へている。さういふ意味のことは、
この前私が本会議において緊急質問を
いたしましたときにもお伺ひしたので
ありますが、まだ當時にも、今も答弁
をいただけておらぬので、一應こ
ゝであらためてお伺ひいたすのでありま
す。しかし公平化の方法といふものは、
單にそれだけに止まらぬと思ひ
ます。どんな方法をおとり
ださてもいいが、とにかく全國的に
も、地域的にも、また個人相互の間
においても、何かもう少し公平に行
く工夫をぜひ講じていただきたい、それ
に対する政府の御用意を伺ひたいと思
ひます。

○北村國務大臣 後ほど政府委員より
もお答え申し上げると思ひますが、こ
の問題はしばしば問題になりまして、
納税をめぐつて全國でいろいろトラブ
ルがあつたといふことも十分心得てお
ります。これらの経験と、またこれら
の事実から反省をもとにいたしましたし
て、これは税制度といふよりも、むしろ
技術的な面に多大の欠陥があつたと
いふことを感じてゐるのでありますし
て、従ひましてこれは本会議でも申し
述べたと思ひますけれども、まず徴
税機構を拡大するといふこと、それは

人手が足りなかつた、それから不慣れ
の者が割合多かつたといふようなこと
が、納税をして税を納めていくという
方向へ行かなかつたといふ点がござい
ました。それからまた待遇等において
も、財務の關係者に対して今までは非
薄であつた、さういふ点についても改
善すべき点がある。同時にまた一方官
紀の肅正すべき点はうんと肅正いたし
まして、かようなことによつて今まで
あつたような摩擦あるいはさういふ
抵抗といふようなものをなくするよう
にいたしたい、さう思つてゐるのであ
ります。すでに國會の御承認を得た
と思ひますが、財務局の手を殖やし、
従つて税務署の手を相当殖やし、これ
に基いて税務職員の手を教育をもやつ
ておまして、今年度におきましては、
昨年度経験したようなことを一つの
大きな反省の資料といたしまして、十
分に御期待に副うように、公正性を發揮
するようにいたしたいと存じておりま
すが、詳細の点につきましては、主税
局長より申し上げたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 昨年度の実際の
税務の執行につきまして、いろいろ御
批評をいただいておりますが、私も
非常に啓発するところが多いのでござ
います。従ひまして本年度におきまし
ては、さういふ事柄のうちぜひ有効と
考へられることにつきましては、万難
を排して実現するように努力いたした
いと考へておるわけでございしますが、
一面昨年度におきましてなかなか痛
感いたしましたのは、税が申告のとき
に納まらないで、年度末の更正決定で
一遍に來たといふところにも、納税者
が實際納税する上において納税しにく
いといふ点が非常に多かつたのではな

いかといふことも非常に考へられます
ので、本年度におきましては、まず第
一期の申告の際からできるだけ宣傳
と、それから税務署の實際における指
導を適切にいたしまして、そのときか
らできるだけ多くの税額を納めていた
だくようにしていくといふことが、一
つの有力な方法であると思ひてゐるの
でございします。それと合せて、
一方におきましては、やはりインフレ
利得等に対する捕捉が十分でなくて、
その結果非常に公平感を失つてゐる
といふこと、さういふ方面につきまし
ても、國稅査察官等の制度を設けまし
て、よく徹底するようにいたしたい。
いま一つ御指摘のように、地域的に、
あるいはまた同じ税務署におきまして
も、担当者によつて若干差がある、こ
ういふ御批判もよく受けておりますの
で、さういふ方面につきまして、税
務署をできるだけ指導監督いたしまし
て、できるだけ公平を期し得るよう努
めてまいりたい。根本的には先ほど大
臣からお話のありましたように機構を
この際整備していくといふことがどう
しても必要と考へておりました、今大
藏省に懇談会を設けまして、各般の方
面から出てきていただまして、根本
的に税務署の機構をどうするか、さし
あたりどういふふうな改善を加えるか
といふことにつきまして、目下具体的
な研究をしていただいております。こ
れについて司令部からも出てきて、相
当詳細に研究を遂げつつありますが、
さういふことをやりまして、できる限
り円滑な徴税を執行するようにやつて
まいりたい。それと本年度におきまし
ては、実は税務署の定員から申しまし
と、相当の定員が認められておりまし

て、所によりましては不足する所がございますけれども、所によりましては人手が相当あるという所もあるのでございますが、何しろ熟練した税務官吏の少いということが、最も大きな欠陥と考えられます。特に本年度におきましては、簡易講習というものを徹底的に行うことにいたしました、少くとも二週間ないしは二十日間ぐらい、ほとんど全部の職員に対して代りばんこに講習をいたしていきたい。これがための予算も計上して御協賛を仰ぐことにいたしておりますが、すでにその一部はもはや始めています次第でございます。何しろ最近はいりました多数の若い税務官吏に対して、仕事を早く覚えさせるように、本年度におきまして格段の処遇を講じていきたいと思つています次第であります。そういたしました、税務官吏が待遇も改善され、熟練も加えてまいりますと、今年は昨年のごとき欠陥はほとんど排除されまして、相当重い負担であるが、しかし國民の不平少くして納めていただくということが、やや、あるいは私どもの希望といたしましては、相当に改善し得るようになるのではないかと、努力の方向といたしましては、著しく改善し得るように、ぜひひとつ努力してみたい、かように考えています次第でございます。

○堀田委員 いろいろ苦心をいたしましたけれども、もう一應この問題について私が先ほどちよつと参考までに申し上げた、そういうような課税を適正化する意味の委員会というようものを置いていただくということはできないかどうか、重ねてお伺いいたします。

○平田(敬)政府委員 委員会制度につきましては、御承知の通り従来は各税務署ごとに所得調査委員会というものが制度で設けられておりまして、そのの議を経てきめることになつていたのでありますが、これも御承知の通り申告制度に改めて、非常に税制度を民主化するという見地からいたしまして、最近廃止になりましたことは御承知の通りであります。委員会制度というところにいたしまして、その委員会に拘束されることに相なります、また一面いろいろの問題もございますので、目下のところはつきりした——中央、地方に委員会を設けまして、その議を経たり、あるいはそこに諮問いたしまして運用をはかるというところまでは考えていないのであります。ただ末端におきましては、各種の団体等で、まじめな団体等につきましては、課税の資料は十分に提供していただき、それから意見をよく聴きまして、できるだけ円滑を期していくようにいたしたい、かように考えております。

○早稻田委員 ただいま本会議が始まるようでございますので、本日はこの程度で散会いたします。

午後四時一分散会

昭和二十三年十月五日印刷

昭和二十三年十月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局